

# 役員報酬規程

## （総則）

第1条 定款第8条および第21条に定める役員の報酬およびその支給については、この規程に定めるところによる。

## （報酬額）

第2条 報酬として支給する金額は、「別表」により支給される。

## （支給日）

第3条 報酬の支給日は、毎月25日とする（常勤者のみ）。

## （理事長の報酬）

第4条 理事長の報酬は、理事分の報酬額（月額90,000円）に、兼任する事務長分の賃金（給与）を加算する。

2. 前項の事務長分の給与額は別途定める「職員給与規程」（実施細目）の別紙15（様式2）「職員基本給料表」および別紙15（様式4）「管理職手当」による。

## （理事・評議員の報酬）

第5条 理事、評議員が理事会・評議員会に出席した場合は10,000円を支給する。

## （監事の報酬）

第6条 監事が監事監査および理事会に出席した場合は10,000円を支給する。

## （施設長の報酬）

第7条 施設長の報酬は、理事分の報酬額（月額80,000円）に、兼任する施設長分の賃金（給与）を加算する。

2. 前項の施設長分の給与額は、別途定める「職員給与規程」（実施細目）の別紙15（様式2）「職員基本給与表」および別紙15（様式4）「管理職手当」による。

## （その他の役員報酬）

第8条 その他の役員報酬は、必要に応じ支給される。

付則

1. この規程は平成21年7月1日から施行する。
2. この規程（修正版）は、平成25年4月1日から施行する。

**別表**

| <b>役職</b>  | <b>役員報酬(理事分)</b> |
|------------|------------------|
| <b>理事長</b> | <b>90,000 円</b>  |
| <b>施設長</b> | <b>80,000 円</b>  |